

「あいち森と緑づくり税」の 延長について

▼「あいち森と緑づくり税」の概要

個人県民税(住民税)の納税義務者の方には、2009年度分から均等割に年額500円を、法人県民税の納税義務者の方には、2009年4月1日以降開始する事業年度分から均等割の5%(年額千円〜4万円)を、「あいち森と緑づくり税」として、それぞれ加算してご負担いただいております。

▼愛知県では、2009年度から「山から街まで緑豊かな愛知」を目指し、「あいち森と緑づくり事業」に取り組んでおり、現在、2019年度からの10年計画である第二期事業計画に基づき実施しております。

▼この事業の財源としまして、県民の皆様や企業の方々に「あいち森と緑づくり税」を2023年度までの課税期間でご負担いただいておりますが、この度、県内の森と緑の状況や、これまでいただいた事業に対する意見、要望などを踏まえ、この事業を計画どおり後半5年間も推進することとし、「あいち森と緑づくり税」についても2028年度まで5年間延長することとしました。

▼「あいち森と緑づくり事業」の概要

「あいち森と緑づくり税」を活用し、環境保全や防災性の向上など様々な働きで私たちの快適な暮らしを支えてくれている森と緑を、健全な状態で将来に引き継いでいくために、①森林の整備、②里山林の保全、③都市緑化の推進、④環境活動・学習の支援などの事業を進めています。

▼問合せ

愛知県名古屋北部県税事務所
☎052・531・6304

高額な医療・介護費の合算制度

◆高額介護合算について

1か月にかかった医療保険の自己負担額が高額になった場合は「高額療養費」が、介護保険の自己負担額が高額になった場合は「高額介護サービス費」が申請によりそれぞれ支給されます。さらにその自己負担を軽減する目的で「高額医療・高額介護合算療養費制度」が設けられています。

同一世帯で、1年間(令和4年8月1日から令和5年7月31日)の医療保険(国民健康保険・後期高齢者医療制度・被用者保険等)の一部負担金等の合計額と介護保険の利用者負担額の合計額が自己負担限度額を超えたときは、超えた額がそれぞれの制度から支給されます。

なお、同一世帯で異なる医療保険に加入している方との合算はできません。

【豊山町国民健康保険が愛知県後期高齢者医療制度に加入中の場合】

▼自己負担限度額

ご加入の医療保険や年齢などによって異なります。詳しくは、役場1階3番窓口保険課にお問い合わせください。

▼申請方法

支給対象となる方へ、2月下旬にご案内を郵送します。

令和4年8月1日から令和5年7月31日までの間に転出や転入をした方、加入保険が変わった方については、町で対象期間中の自己負担額が把握できないためご案内できない場合があります。お心当たりのある方はお問い合わせください。

【その他の健康保険に加入中の場合】
自己負担の限度額や申請方法など、詳しくは保険証に記載されている窓口にお問い合わせください。

◆外来年間合算について

70歳以上(自己負担割合が1割か2割の方)で、年間を通して高額な外来診療を受けている方の負担が増えないように、自己負担限度額の年間上限が設けられています。

1年間(令和4年8月1日から令和

5年7月31日)の医療保険(国民健康保険・後期高齢者医療制度・被用者保険等)の一部負担金等の合計額が自己負担限度額を超えたときは、超えた額が支給されます。なお、個人ごとで計算をするため、世帯合算はできません。

▼自己負担限度額

14万4000円

▼申請方法

支給対象となる方へ、12月下旬にご案内を郵送しています。

※豊山町国民健康保険が愛知県後期高齢者医療制度以外の健康保険に加入されている方は、保険証に記載されている窓口にお問い合わせください。

▼問合せ

保険課国民健康保険・
医療グループ ☎28・0917
介護グループ ☎28・0100

◆◆◆ 寄附御礼 ◆◆◆

電話(イルミネーション)装置(富士保育園)
寄付者 株式会社Lighting
ng